

「給付算定基礎額残高通知書」の送付について

平成 27 年 10 月に被用者年金制度が一元化されたことに伴い、共済年金における 3 階部分（職域年金相当部分）が廃止され、民間の企業年金に相当する労使折半の年金として、年金払い退職給付制度が創設されました。

年金払い退職給付は、毎月の標準報酬月額および標準期末手当等の額をもとに算出した額（付与額）を退職するまで積み立てます。

また、付与額に利息を合計した額（給付算定基礎額）をもとに年金額が決定され、原則、65 歳から支給されます。

今回送付の「給付算定基礎額残高通知書」では、平成 30 年 3 月までに積み立てられた給付算定基礎額等の情報をお知らせしています。

1 送付対象者

平成 27 年 10 月以降に組合員期間がある次の者

- ・平成 30 年 3 月 31 日時点で当組合に在職している組合員
- ・平成 29 年度に当組合を退職された方
- ・年金待機者のうち平成 29 年度に節目年齢（35、45、59、63 歳）となった者

2 送付日

平成 30 年 6 月 29 日（金）

3 お知らせする内容等

（1）通知内容

平成 27 年 10 月から平成 30 年 3 月までの組合員期間
標準報酬月額、付与額、利息、給付算定基礎額残高 等

（2）送付様式

[給付算定基礎額残高通知書](#)（圧着ハガキ形式）

4 年金払い退職給付制度の概要

（1）[「年金払い退職給付の概要」](#)、[「年金払い退職給付」](#)（※

1）※1 当組合ホームページに掲載している内容です。

（2）平成 29 年度に適用される付与率と基準利率について

付与率 1.500%

基準利率 0.320%（平成 29 年 4 月～9 月）

0.000%（平成 29 年 10 月～平成 30 年 3 月）（※2）

※2 最新の基準利率については、地方公務員共済組合連合会ホームページの掲載内容をご確認ください。

給付算定基礎額残高通知書 項目ごとのポイント

枠の右上 対象年度	「平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月」と表示
「(入金) 期月」の枠の上	漢字氏名及び給料記録番号を表示 表示例：「共済 太郎 様 (85944812345678)」
「①標準報酬月額」	標準報酬月額及び標準期末手当等の額（千円未満切捨）を合算して表示
「②付与額」	標準報酬月額に付与率を乗じた額を表示 「①標準報酬月額」×「⑩付与率（1.5%）」 ＝「①標準報酬月額」×0.015
「③利息」	当月の利息を表示 利息の計算方法 ア 前月「④給付算定基礎額残高」×基準利率（月率※） （銭位未満切捨） イ 当月「②付与額」×基準利率（月率※）（銭位未満切捨） ウ 「③利息」＝ア＋イ（円位未満切捨） ※ 基準利率（月率） （平成 29 年 4 月から平成 29 年 9 月）…年率 0.32%を 1 ヶ月単位に 換算した率≒0.0266%（≒0.000266） （平成 29 年 10 月から平成 30 年 3 月）…年率 0.000%
「④給付算定基礎額残高」	年金額の算定の基礎となる額 前月「④給付算定基礎額残高」＋当月「②付与額」＋当月「③利息」
「⑤前年度末」	平成 28 年度末時点の額
「⑥付与額累計」	「②付与額」を累計した額
「⑦利息額累計」	「③利息」を累計した額
「⑧今回通知」	平成 29 年度末時点の額
「給付算定基礎額残高」	平成 30 年 3 月の「④給付算定基礎額残高」と同額
「有期退職年金算定基礎額」 「終身退職年金算定基礎額」	退職して「有期退職年金」・「終身退職年金」を決定した者が、さらに組合員となっている場合に限り表示される。
「⑨給付算定基礎額等合計」	上記⑧の給付算定基礎額残高、有期退職年金算定基礎額及び終身退職年金算定基礎額の合計額
「⑩年金払い退職給付 加入期間」	平成 27 年 10 月以降の組合員期間の年月数を表示。 平成 27 年 10 月～平成 30 年 3 月の間在職している場合は、「2 年 6 月」。
「⑪付与率」	付与額を算定するために標準報酬月額に乗じる率。 「平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月 1.500%」と表示。
「⑫基準利率（年率）」	利息を求めるための年率。 平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月に適用されている基準利率（年率） 「平成 29 年 4 月～平成 29 年 9 月 0.320%」 「平成 29 年 10 月～平成 30 年 3 月 0.000%」 と表示。
枠の下右 作成日	「平成 30 年 6 月 11 日」